

第
4522
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 7月 9日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 相続により取得した自社株を会社に譲渡する場合

Q：相続により取得した自社株を発行会社に譲渡した場合、一定の手続きをすると、みなし配当課税がされないそうですが、同じ株式を相続前から所有していた場合には、どちらの株式から譲渡したことになるのですか？

A：相続等により取得した株式から優先的に譲渡したものとして取り扱われます。

【解説】

非上場会社の株式をその会社に譲渡した場合において、譲渡所得の対価として交付を受けた金銭等の額が、資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分を超えるときは、その超える部分の金額は原則として、みなし配当となりますが、相続等により取得した株式を相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年を経過する日までの間に譲渡した場合には、みなし配当課税の特例を受けることができ、交付を受けたすべての金額を申告分離課税の譲渡所得に係る収入金額とみなしてくれる制度があります。

ところで、ご質問のように、相続等によって取得した株式と同じ株式を以前から所有していたという場合において、その株式を譲渡したときは、どちらの株式から譲渡したことになるのかということですが、これについては、その相続等により取得したのから譲渡したものとして取り扱って差し支えないとすることが、東京国税局から明らかにされています。

